

平成 21 年度

慶應義塾大学大学院入学試験問題

法務研究科

法律科目試験（論述式Ⅰ）

- 注 意
1. 指示があるまで開かないこと。
  2. この問題冊子は 8 頁ある。試験開始後ただちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。
  3. 受験番号と氏名は、解答用紙（表）上のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。
  4. 解答用紙の※を記した空欄内には何も書いてはいけない。
  5. 解答は科目ごとに指定された解答用紙に書くこと。誤った解答用紙に解答した場合でも、解答用紙の交換や再交付には応じない。
  6. 答案は横書きとし、解答用紙（表）の左上から、順次、実線内に一行ずつ書き進めること。
  7. 答案は、黒インクの万年筆またはボールペンで書くこと。
  8. この問題冊子の 3, 5, 7, 8 頁は白紙である。下書きの必要があれば、この部分を利用し、解答用紙を下書きに用いてはならない。
  9. 注意に従わずに書かれた答案、乱雑に書かれた答案、解答者の特定が可能な答案はこれを無効とすることがある。

# 憲 法

## 〔問 題〕

A 県は、県民を受動喫煙から保護することを目的に、「公共的施設の受動喫煙防止条例（仮称）」の制定を検討している。この条例が規制対象とする施設は、娯楽施設や遊戯施設等、多岐に及ぶが、居酒屋、蕎麦屋、喫茶店（以下、「飲食店等」という）のように、多数人が利用するにもかかわらず、形ばかりの分煙が行われているにすぎない施設があることが、条例制定の主要な動機の一つである。条例案の作成に先立ち、A 県の担当部局は、次のような《検討メモ》を作成している。

- 国の健康増進法は、受動喫煙対策を努力義務に留めているが、単なる努力義務では不十分である。本条例では、飲食店等の利用者に禁煙を求めるだけでなく、飲食店等の管理者にも禁煙の表示、灰皿の撤去を義務づけたい。県職員に立入り調査権を与え、店側の違反が発覚した場合には、それに対して罰則を科すことにしたい。
- 分煙では不徹底である。従来は喫煙に寛容であったヨーロッパでも、飲食店等を全面禁煙にする法律が相次いで制定されている。不十分な分煙では、禁煙席の利用者を受動喫煙から保護できないし、強力な空調設備を設置しても、従業員を受動喫煙から保護することができない。このため、店内を全面的に禁煙にし、たばこを吸いたい客には屋外で吸ってもらうようにするしかない。喫煙は、憲法で保障された自由ではないから、これを規制しても憲法問題にはならないのではないか。

## 設問

上記の条例が制定された場合に生じる憲法上の問題点について、①利用客との関係、②店との関係に分けて検討せよ。なお、規定の明確性および条例が国の法令の範囲内にあるかどうかは論じなくてよい。



# 民法

## 〔問題〕

次の〈事実〉を読み、〈問い〉に答えなさい。

### 〈事実〉

Aは、平成17年10月、その所有する建物（以下、本件建物という）をCに賃貸した。賃料は月額20万円とされ、CはAに対して敷金として300万円を交付した。Cは、Aの承諾を得た上で、630万円をかけて本件建物の改装工事を行い、同建物でスポーツ用品店の営業を始めた。平成18年11月、Cは、Aの承諾を得て、同業者であるDに本件建物を転貸した。CD間の転貸借の賃料は、月額30万円とされ、Dは敷金としてCに150万円を交付した。

平成20年1月28日、Aは病気で死亡した。その後、Aの唯一の相続人であるBが、Aの財産を整理していたところ、本件建物の賃料は、平成19年9月分以降、全く支払われていないことが判明した。そこで、BはCに対して、未払の賃料を支払うよう請求したが、1ヶ月以上経ってもCからの支払は全くなかったため、平成20年3月25日に賃貸借契約を解除する旨の意思表示を行った。

一方、Dは、Cに対する賃料の支払を1度も延滞したことがなく、約定通り毎月Cに支払っていて、所有者に対してはCが当然賃料を支払っているものと信じていた。しかも、Dは、BからCに対して解除の意思表示がなされたことも知らなかったため、それ以後も現在に至るまで、従来通り建物を使用し、賃料をCの口座に振り込んでいる。

### 〈問い〉

Bは、CおよびDに対していかなる法的主張が可能か。



# 刑 法

## 〔問 題〕

以下の事案における甲の罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

甲は、A 女に一方的に好意をもち、結婚を承諾させるには肉体関係をもつしかないと思い込むに至った。甲は、A に近づく機会を得ることができず、仕方なく、自ら運転する普通乗用自動車を帰宅中の A に衝突させ、介抱を装って車内に連れ込み、そこで肉体関係をもつことを計画した。甲は、平成20年6月20日午後9時30分ころ、人通りのない、郊外の県道上において、帰宅中の A の後方から、A を死亡させることのないように細心の注意を払いつつ、時速10km で、A の右腕に自車の前部を衝突させ、骨折の重傷を負わせた。さらに、甲は、重傷を負った A を抱きかかえて車内に連れ込み、衣服を脱がせようとしたが、A が激しく抵抗するので、計画を中止し、そのまま逃走することにした。A は「警察に行きましょう。」と言い、甲の腕をつかまえたが、甲はこれを振り払い、自動車で走り去ろうとした。A が車の前に立ちはだかったのに、甲は車を発進させ、A をはねとばして逃走した。A は、その衝突により、右足骨折の重傷を負った。



